

告 示

埼玉県告示第八百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヒマラヤ新座店

埼玉県新座市新座都市計画事業新座駅南口第二土地区画整理事業五十五街区
外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

（一）開店後においても、周辺道路に路上駐車等のないよう周知徹底を図るともに、左折イン（入）、左折アウト（出）の徹底を行うため車両誘導員を配置し、交通事故・交通渋滞等が生じないよう配慮してください。

（二）集客促進等のためのはり紙、はり札、立看板等の屋外広告については、屋外広告物法、埼玉県屋外広告物条例、新座市屋外広告物条例等の法令を遵守し、街並みづくりに配慮してください。

（三）収容能力が二十台以上又は駐車面積が五百平方メートル以上の自動車駐車場については、埼玉県生活環境保全条例で、アイドリング・ストップを行うよう駐車場利用者に対して周知することが義務付けられています。周知看板の掲出等を行い、環境保全に配慮してください。

（四）サーチライト等の照明目的以外に漏れ出す光等の不都合な光の氾濫がないよう配慮してください。また、近隣住民からの苦情等があった場合には、誠実に対応するよう努めてください。

二 縦覧期間

平成二十五年六月七日から平成二十五年七月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター